

## ●令和6年度の最低賃金引き上げについて

毎年10月は最低賃金額が更新される月ですが、それに向けて厚生労働省は今年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめました。

改定額及び発効予定年月日

<別紙>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001297510.pdf>

## ●社会保険適用拡大について

パート・アルバイトの社会保険の加入条件が変わります。

これまでは従業員数500人超の企業に対して社会保険の適用義務がありましたが、2022年には従業員数100人超の企業に、2024年10月からは50人超の企業に適用されるようになります。

社会保険の適用拡大は、会社の健康保険・厚生年金保険の加入条件を緩和し加入できる人の範囲を広げる取り組みのことです。

以下の条件にすべて該当する方が短時間労働者として社会保険の加入対象となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 2ヶ月を超える雇用の見込がある
- 学生ではない

[社会保険適用拡大 特設サイト | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

詳しくは、各支店までお問い合わせください。